

保護者の皆様へ

目黒区教育委員会

冬季休業期間中における新型コロナウイルス感染症に関する連絡先等について

日頃から本区の教育行政並びに学校運営にご理解とご協力いただき感謝申し上げます。

さて、12月26日から1月7日まで冬季休業期間となりますが、この間に児童・生徒若しくは同居の家族が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合など、保護者の皆様にはこれまでどおり学校へ状況等の連絡をお願いいたします。

つきましては、冬季休業期間の連絡先等について、下記のとおりといたしますので、よろしくお願いたします。

また、児童・生徒が罹患した場合等の出席停止及び臨時休業の基準等につきましても、改めて現時点の基準をお知らせいたします。

記

1 冬季休業期間における連絡先等

(1) 連絡する新型コロナウイルス感染症の状況

「児童・生徒」若しくは「同居の家族」が以下の状況となった場合、在籍する学校等へ連絡をお願いいたします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 「陽性」判定された ② 「濃厚接触者」に特定された ③ 発熱等の症状により、主治医等の判断で「PCR検査」を受検した |
|--|

なお、在籍校に連絡いただく際は、児童・生徒の場合、**①**現在の症状有（発症日と症状名）無、**②**最終登校日、**③**陽性判明日（感染経路）、**④**濃厚接触者の特定日（誰の濃厚接触者か）、**⑤**PCR検査受検日・結果日、**⑥**保健所からの指示内容をお伝えください。また、同居の家族の場合も、校内感染拡大防止の観点から状況把握が必要なため、児童・生徒同様に**①～⑥**を可能な範囲でお伝えください。

(2) 期間ごとの連絡先

ア 12月26日（土）から28日（月）まで

「児童・生徒」若しくは「同居の家族」が、上記1（1）①から③の状況となった場合、午前9時から午後9時の間に「在籍する学校」（03-3466-6723）へ連絡してください。この場合、学校警備職員等が電話対応し、必要に応じて学校から保護者に状況確認の電話をいたします。

イ 12月29日（火）から令和3年1月3日（日）まで

児童・生徒が、上記1（1）①の「陽性」判定された場合のみ、「目黒区総合庁舎夜間・休日窓口」へ連絡してください。この場合、夜間・休日窓口の職員が電話対応し、保護者の連絡先等を聴取したうえで、必要に応じて学校から保護者に状況確認の連絡をいたします。

なお、職員への伝達内容は、人権や個人のプライバシー保護の観点から以下のとおりとします。

- | |
|--|
| <p>【電話番号】03-3715-1144（目黒区総合庁舎夜間・休日窓口）</p> <p>【受付時間】午前9時から午後9時まで</p> <p>【伝達内容】①「目黒区立第一中学校の〇年〇組【生徒名】の保護者ですが、学校に連絡したいので、電話しました。</p> <p>②「保護者の連絡先（自宅または携帯の電話番号）」</p> |
|--|

ウ 令和3年1月4日（月）から7日（木）まで

上記1（2）アと同様に、「児童・生徒」若しくは「同居の家族」が、上記1（1）①から③の状況となった場合、午前9時から午後9時の間に在籍する学校（03-3466-6723）に連絡してください。

ただし、12月29日（火）から1月3日（日）までの間に、上記1（1）②又は③の状況となった場合は、1月4日（月）以降に在籍する学校に連絡してください。

2 新型コロナウイルス感染症にかかる児童・生徒の出席停止期間について

児童・生徒が感染者と判明した場合や濃厚接触者に特定された場合等、学校長は学校保健安全法第19条に基づき「出席停止」措置を講じますが、区では国の基準や保健所の指示等を踏まえ、以下のとおり出席停止期間を定めています。

児童生徒の状況等	「出席停止」期間
「陽性」判定	発症日から14日間、かつ症状軽快後3日経過するまで ただし、無症状の場合はPCR検査受検日から10日間経過するまで
「濃厚接触者」に特定	感染者と最終接触した日から14日間経過するまで
発熱等で主治医の判断によるPCR検査受検	PCR検査結果が「陰性」判定、かつ治癒するまで
発熱等の体調不良	治癒するまで

なお、児童生徒の「同居の家族」が濃厚接触者に特定された場合（特に症状がある場合）、PCR検査を受検した場合及び発熱等の症状がある場合も、児童・生徒の「登校自粛」をお願いします。この場合、児童・生徒は「出席停止」扱いとなります。

3 臨時休業の基準等について

児童・生徒が感染者と判明し、万が一、学校内で集団発生や多くの濃厚接触者がいる場合等、感染拡大防止を図る観点から、保健所や学校医と協議したうえで、学校を臨時休業とすることがあります。

これまで児童・生徒が感染者と判明した場合、学校内で濃厚接触者を特定する間及び校内消毒を実施する間は「臨時休業」としてきましたが、学校内で基本的な感染症対策を徹底している状況においては、感染は大きく広がりにくいとする新たな国の基準や、児童・生徒の学びを保障する観点等から、令和2年12月18日以降は以下のとおり臨時休業基準を定めています。

児童・生徒の状況等	臨時休業の基準
「陽性」判定された場合	学校の状況等を踏まえ、保健所と相談のうえ、臨時休業の可否を判断します。 【臨時休業する場合の例】同じ学級に体調不良の者が複数いる、保健所が濃厚接触者を特定する間など。 【臨時休業しない場合の例】家庭内感染で陽性判定前に一定期間登校していない、校内に濃厚接触者がいないなど。
「濃厚接触者」に特定された場合	原則として臨時休業等はいりません。

以 上

<担当>

◇ 学校保健に関すること

教育委員会事務局学校運営課保健給食・健康係 電話 03-5722-9306

◇ 教育活動に関すること

教育委員会事務局教育指導課指導主事 電話 03-5722-9313

◇ 第一中学校 副校長田中 正勝 電話 3466-6723（学校警備）